

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人 有古特許事務所 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) 〔PCT規則43の2.1〕
あて名 〒650-0031 日本国兵庫県神戸市中央区東町123番地の1 賀 易ビル3階		発送日 (日.月.年) 28.05.2013
出願人又は代理人 の書類記号 P643221P0	今後の手続きについては、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2013/001277	国際出願日 (日.月.年) 01.03.2013	優先日 (日.月.年) 10.04.2012
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C01B3/34(2006.01)i, H01M8/04(2006.01)i, H01M8/06(2006.01)i		
出願人 (氏名又は名称) パナソニック株式会社		

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の單一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input checked="" type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見	
2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。	

見解書を作成した日 14.05.2013		
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号 100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 村岡 一磨 電話番号 03-3581-1101 内線 3416	4G 3448

第I欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則43の2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 提出手段 紙形式

電子形式

b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの

この国際出願と共に電子形式により提出されたもの

出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見 :

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項 請求項	1-11	有 無
進歩性 (I S)	請求項 請求項	1-11	有 無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項 請求項	1-11	有 無

2. 文献及び説明

文献1：JP 2010-195623 A (パナソニック株式会社) 2010.09.09, 全文

文献2：JP 2007-126330 A (株式会社ティラド) 2007.05.24, 全文

文献3：JP 2010-280756 A (株式会社東芝) 2010.12.16, 全文

文献4：JP 2008-016340 A (新日本石油株式会社) 2008.01.24, 全文

文献5：JP 2000-095504 A (松下電工株式会社) 2000.04.04, 全文

文献6：JP 2007-055868 A (富士電機ホールディングス株式会社) 2007.03.08, 全文

文献7：JP 2010-058995 A (東京瓦斯株式会社) 2010.03.18, 全文

請求項1-11に係る発明は、国際調査報告において引用されたいずれの文献にも記載されておらず、また、当業者が容易に想到し得るものでもない。

水素生成器からの伝熱により加熱される水添脱硫器において、水素生成器での水素生成含有ガスの生成停止後、水素生成器へ原料を供給する動作を、水添脱硫器の温度が原料からの炭素析出が抑制される温度でないと実行されないように制御した水素生成装置の運転方法は、上記いずれの文献にも記載されていない。

第VIII欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求項11に係る発明において、「前記動作」なる記載があるが、「動作」は前記されておらず、矛盾しており、よって、請求項11に係る発明は明確でない。

なお、第V欄においては、請求項11に係る発明が請求項10を引用する発明であるとして、新規性・進歩性についての見解を示した。